

9年度の固定資産税の課税標準額 (宅地)



・負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100(\%)$
 ・「据え置き」「増」は8年度課税標準額との比較

固定資産税評価替え

土地は負担減や据え置きが主流

今年、固定資産税の評価替え(3年ごと)の年です。評価基準が改正されるとともに、課税の基準となる路線価の見直しが行われました。また、地方税法が改正され、土地の課税方法が大幅に変わりました。

そこで、今年の固定資産税に関する地方税法の改正点と評価基準の改正による土地、家屋に対する課税の内容をお知らせします。

地方税法の改正

土地の税額は負担水準に応じて調整されます

宅地などについては、負担水準(平成九年度評価額に対する平成八年度課税標準額の割合)に応じて税額の調整を段階的に行うことになりました。これは、負担水準の高い土地にかかる税額を抑制するためのものです。

その結果、税額が「下がる土地」「据え置きとなる土地」「引き続く」ならぬに増額となる土地の三区分となります。

商業地では税額の引き下げもあります

商業地(住宅用地以外の宅地)などの土地では、
 ・負担水準が80%を超えた土地は、9年度の評価額を80%にした場合の税額まで引き下げます。
 ・負担水準が60%から80%の土地は、前年度の税額に据え置きとなります。
 ・負担水準が60%未満の土地は、大幅に引き上げず段階的に増額となります。

住宅用地も特例で手当します

住宅用の土地では、
 ・負担水準が80%以上100%以下の土地は据え置きとなります。
 ・また、負担水準が80%未満の土地は引き上げとなりますが、大幅に増額とならないように調整されます。

農地、山林は据え置きとなります

なお、昨年度の課税標準額が今年度の評価額より高い場合は、税額が下がることとなります。
 田、畑、山林などの九年度の税額は八年度と同額となります。

